

<研究ノート> 「人類の危機」克服の基本方向を提示した労作

林 智、西村忠行、本谷勲、西川栄一 著

(法律文化社)

『サステイナブル・ディベロップメント —成長・競争から環境・共存へ—』

菅野正純(協同総合研究所)

手塚治虫さんがかつて『ガラスの地球を救え』で述べていたように、人類の存続の危機が誰の目にも明らかになりつつある時代である。

そのような中で、本書は、「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)の87年報告〈Our Common Future〉『私たちの共有の未来』の基本思想「サステイナブル・ディベロップメント Sustainable Development=略称SD(永続可能な開発あるいは発展)」を日本人の立場から解明し、危機克服の方向を論じた労作である。20年前から、公害や環境問題の抜本的解決の前提として「環境保全型生産体系」「環境上位の開発」「非暴走型開発」を提起してきた著者たちの主張は、単なる「ブーム」に便乗した議論ではありえない。

「奇妙な時代」としての現在

林氏は、文明の発達が異常の度を加えるにつれ人間の生存そのものまでが脅かされる事態がわずか半世紀で広がった、という意味で、現代を「奇妙な時代」とし、その認識の共有が今日、不可欠だとされる(第1章「地球環境と私たち」)。

核戦争の突発による「急性の危機」と、人間・環境系の矛盾の激化による「慢性の危機」の複合がもたらす「文明・人間・地球の危機」である。後者は公害・環境問題、自然破壊、廃棄物処理・処分問題、資源・エネルギー問題、人口問題、南北問題、人間の精神的・情緒的・文化的環境に関わる問題を含み、いずれもが「安全」を無視した「利便・効率」追求の一人歩きに由来している。

わが日本の「慢性の危機」の深刻化は一際で、アメリカで1970年に成立したNEPA(国家環境政策法)のような、環境アセスメントを統括する法制度が、未だに成立していない。あるいは開発諸法令の「環境アセスメント条項」のみで、そのアセスは、科学的装いを凝らして、人々の批判を

封じ込め、開発計画をスムーズに進行させる手段に成り下がっている。この変革をぬきにした「地球にやさしい」の合唱は無内容である。

「永続可能な社会」をめざして

そのような中でSDは、「永続可能な社会」づくりへの基本方向を示すものであり、西村氏によれば、①大気の循環・土壤の形成といった地球の生命維持の仕組みと生態系の保全、②人々の基本的ニーズの充足—安全な食糧、快適な住環境、安全・衛生、病気・飢餓・貧困による不幸の軽減、人間生活の質的向上、反面での基本的欲求と無縁なものや過剰な欲求の抑制、③社会正義と地域間、世代間(未来の世代にツケを回さない)の公平の原理、④民主主義と住民参加の原理、⑤統合・止揚の原理(政治・経済・制度・技術を変革する統一的理念たること)の5つの理念にまとめられる(第2章「人類の生き残りの道を探る」)。

新しい人権と民主主義の提起

西村氏は、ゴルフ場のための山林買占めや海岸沿いの囲い込み、住宅南側の高層マンション建設などの例を挙げ、自然と環境が土地の所有者に独占され、土地を持たない者は自然の恵みからも排除されるという、私的所有権の今日の弊害を指摘。人権は自然保護と一体であり、「土地が併せて保有している自然の恵みは、万人共有のものでありすべての人は自然と環境に固有の権利を持つ」と、「環境権、自然享有権」を「地球時代の人権」として提起される。

あわせて、その実現のために民主主義の徹底としての「参加権」が主張される。一形式民主主義から実質民主主義へ、上からの民主主義ではなく底辺からの民主主義、間接民主主義から直接民主主義へ、広い地域から小さい地域へ、という方向であり、「住民一人一人に対する知る権利の保障、

情報の公開、政策の立案・決定・実施のそれぞれの段階に参加する権利」がその内容である。

林氏も「人々の多くが、自らその未来づくりに参加したという実感を持つことのできる」総合的環境アセスメント制度を提唱されている。

G N P 神話からの脱却

「永続可能な社会」の追求は、従来の経済のあり方の根本的批判と転換を呼び起す。

西村氏は、これまでのような経済成長の追求は、結局人類を死滅の方向へ追いやることであり G N P (国民総生産) も、地球と人類破綻の指標にすらなっている、とされる。すなわち、その総生産量は、財貨やサービスの量とその流れであるために、森林や土地などの自然はそれが売買されず、自然の状態を維持しているかぎり、G N P の評価には入ってこない。逆に粗悪品や使い捨ての増加による取引やサービスの増加、公害被害が G N P を増大させる、という奇妙な事態となる。

自然や資源保護、商品の耐久性などを重視した「地球と人類に優しい経済」「地球の持続可能性の枠の中の経済」が実現されなければならない。

より具体的には、①軍需経済の縮小・廃止、②金融政策のサステイナブルな方向への転換、③再生可能資源の再生能力範囲内の生産と、再生不可能資源の生産の抑制、④有害化学物質の生産に対する厳重な規制。化学製品はリサイクル可能なものに留める、⑤大都市化や産業の都市集中、埋立て、リゾート計画などの停止。エコシステムを取り入れた適正な都市化と自然保護、⑥農林水産業等の国民生活に直結する経済の重視、⑦流通機構・消費構造の簡素化、過剰な消費の抑制である。

生産と技術の体系の転換

科学・技術と生産の体系の転換を説くのは、西川氏である(第4章「環境保全型技術への展望」)。

科学・技術は、一定の自律性を持ちながら、生産の体系に大きく規定されるが、階級社会では、生産は必要物の生産と同時に搾取という二重的目的を持つ。現代資本主義では、必要物の生産を超えて利潤追求が極限にまで拡大され、それが政治・経済・生活に重大な影響を与えている。自動

車産業のために、78年環境基準緩和、環境アセスメント制度の未成立、多数の大気汚染被害者の放置、石油の大量消費があることは、その一例である。

人類が生き残る生産体系は、①物質・エネルギーの使用をどんどん増やすような量的成長でなく、生物の発展性を一層豊かにし、人間の意識活動能力を発展させること、②子供の生育環境を第一に考えること、③農林漁業を生産体系の根幹に位置付け、その労働の尊厳を回復すること、④多種多様な環境の構造を認識し、それらの環境の保全充実をめざすこと、⑤生産の目的の二重構造を排し、搾取のためではなく、安全の向上と生活の充実をめざして生産を行なうことをめざすものである。また、環境保全型技術の基本としては、①クローズド型(循環再利用型)、②省エネルギー化、③有機化(生産体系を地球の自然系・生物系循環サイクルに乗せること)が、開発計画・生産管理の条件としては、①意思決定過程、管理体制の民主化、②環境アセスメントの充実、③基本的人権の保障・充実が述べられている。

今後の実践と研究の発展のために

最後に、今後の実践と研究の発展のために、若干の意見を述べさせていただきたい。① S Dへの基本方向は本書でもはや明瞭だが、問題はそこを至るプロセスとそれを担う主体の形成であろう。これまでの環境運動の総括とあわせて、市民運動、労働運動、技術者運動等の方向が検討されるべきでは。②とくに企業や産業をこの方向にどう変革していくかである。その点で、労働者協同組合と協同組合セクターが広く検討されるべきでは。③農業等と並んで、医療・福祉・文化・教育などのヒューマンサービスと、ゴミ処理・資源リサイクル等が、重要な産業・労働として育成されるべきであり、これを正当に発展させられるのは協同組合であると考えられる。④アセスメント制度の確立とあわせて、こうした角度から自治体や国家の行財政の変革の方向を検討すべきだろう。